

改 正 後	現 行
<p>1. 登録の申請関係(規程第4条関係)</p> <p>(1) 登録の申請に要する書類</p> <p>規程第4条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき次の書類を提出するものとする。ただし、登録を実施するために必要と認めるときは、下記(2)の省略書類その他の書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④規程第4条第3項第4号に掲げる書面</p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>⑪成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書並びに成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の市町村の長の証明書又は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書のいずれか一方(規程第4条第4項の「必要と認める書類J」)</p> <p>⑫返信用の封筒(A4サイズ、宛先を記載の上120円分の切手を貼付したものの)</p> <p>(2) 申請に要する書類の省略</p> <p>宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、上記③～⑤、⑦及び⑪は省略可能である。マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第8号に規程するマンション管理業者は、上記④、⑤及び⑩は省略可能である。また、規程第3条第3項に基づき更新の登録を受けようとする者で、直前の事業年度終了後、規程第9条による報告をした者は上記⑧及び⑨又は⑩は省略可能である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. 変更の届出関係(規程第10条関係)</p> <p>(1) 添付書類</p> <p>規程第10条第1項に基づき変更の届出に当たって、その変更が、商号又は名称、法人の役員(個人である場合はその者)、事務所に関するものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する規程第4条第3項第1号から第8号</p>	<p>1. 登録の申請関係(規程第4条関係)</p> <p>(1) 登録の申請に要する書類</p> <p>規程第4条第1項及び第3項の規定に基づき次の書類を提出するものとする。ただし、登録を実施するために必要と認めるときは、下記(2)の省略書類その他の書類の提出を求めるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④規程第4条第3項第4号及び第5号に掲げる書面</p> <p>⑤～⑩ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑪返信用の封筒(A4サイズ、宛先を記載の上120円分の切手を貼付したものの)</p> <p>(2) 申請に要する書類の省略</p> <p>宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、上記③～⑤及び⑦は省略可能である。マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第8号に規程するマンション管理業者は、上記④及び⑤は省略可能である。また、規程第3条第3項に基づき更新の登録を受けようとする者で、直前の事業年度終了後、規程第9条による報告をした者は上記⑧及び⑨又は⑩は省略可能である。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. 変更の届出関係(規程第10条関係)</p> <p>(1) 添付書類</p> <p>規程第10条第1項に基づき変更の届出に当たって、その変更が、商号又は名称、法人の役員(個人である場合はその者)、事務所に関するものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する規程第4条第3項第1号から第9号</p>

<p>まで及び第4条第4項に掲げる書類を添付するものとする。また、規程第4条第1項第5号に関する事項の変更の届出に当たっては、返信用の封筒(A4サイズ、宛先を記載の上120円分の切手を貼付したもの)を添付するものとする。ただし、登録の変更が必要と認めるときは、その他の書類の提出を求めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>までに掲げる書類を添付するものとする。また、規程第4条第1項第5号に関する事項の変更の届出に当たっては、返信用の封筒(A4サイズ、宛先を記載の上120円分の切手を貼付したもの)を添付するものとする。ただし、登録の変更が必要と認めるときは、その他の書類の提出を求めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改 正 後	現 行
<p>別記様式第六号 (A4)</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>限 局 長</p> <p>賃貸住宅管理業者の登録(登録の更新・変更)について(通知)</p> <p>年 月 日付けて申請のあった登録(登録の更新・変更)については、賃貸住宅管理業者登録規程第5条第1項(第10条第2項)の規定に基づき下記のとおり登録(登録の更新・変更)をしたので、第5条第2項(第10条第3項)の規定に基づき通知する。</p> <p>記</p> <p>登録年月日 登録番号 登録の有効期間 実務登録者等の氏名</p>	<p>別記様式第六号 (A4)</p> <p>番 号 平成 年 月 日</p> <p>限 局 長</p> <p>賃貸住宅管理業者の登録(登録の更新・変更)について(通知)</p> <p>平成 年 月 日付けて申請のあった登録(登録の更新・変更)については、賃貸住宅管理業者登録規程第5条第1項(第10条第2項)の規定に基づき下記のとおり登録(登録の更新・変更)をしたので、第5条第2項(第10条第3項)の規定に基づき通知する。</p> <p>記</p> <p>登録年月日 登録番号 登録の有効期間 実務登録者等の氏名</p>

○ 賃貸住宅管理業者登録規程に係る登録申請等について(平成23年10月25日国土動指第48号) (抄)

(下線部分が改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別記様式第七号 (A4)</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>所 長</p> <p>賃貸住宅管理業者の登録(登録の更新)をしない旨の通知書</p> <p>年 月 日付けで申請のあった登録(登録の更新)については、下記の理由により賃貸住宅管理業者登録規程第6条第1項の規定に基づき登録(登録の更新)をしないこととしたので、同条第2項の規定に基づき通知する。</p> <p>記</p> <p>理由</p>	<p>別記様式第七号 (A4)</p> <p>番 号 平成 年 月 日</p> <p>所 長</p> <p>賃貸住宅管理業者の登録(登録の更新)をしない旨の通知書</p> <p>平成 年 月 日付けで申請のあった登録(登録の更新)については、下記の理由により賃貸住宅管理業者登録規程第6条第1項の規定に基づき登録(登録の更新)をしないこととしたので、同条第2項の規定に基づき通知する。</p> <p>記</p> <p>理由</p>

○ 賃貸住宅管理業者登録規程に係る登録申請等について(平成23年10月25日国土動指第48号)

(抄)

(下線部分が改正部分)

改 正 後	現 行
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">別記様式第八号 (A4)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿  局 長</p> <p style="text-align: center;"><b>賃貸住宅管理業者の登録の抹消について (通知)</b></p> <p>下記の理由により、賃貸住宅管理業者登録規程第13条第1項の規定に基づき登録を抹消したので、 同条第2項において使用する第6条第2項の規定に基づき通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">理由</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">別記様式第八号 (A4)</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿  局 長</p> <p style="text-align: center;"><b>賃貸住宅管理業者の登録の抹消について (通知)</b></p> <p>下記の理由により、賃貸住宅管理業者登録規程第13条第1項の規定に基づき登録を抹消したので、 同条第2項において使用する第6条第2項の規定に基づき通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">理由</p> </div>